

「直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出」に関する戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）の対応について

2024 年 5 月 1 日
未来創造研究開発推進部

1. 背景

この度、内閣府において「競争的研究費の直接経費から研究開発代表者（PI）の person 費の支出について」（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）が決定された。これに基づき、JST では、「直接経費から研究開発代表者（PI）の person 費の支出」（以下「JST 実施方針」という）が経営企画部によりとりまとめられ、令和 2 年 9 月 17 日に公開、令和 2 年 11 月 13 日に改訂された。この「JST 実施方針」に基づいて戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）での実施方針を以下のとおり定める。

※参考資料

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について（令和 2 年 10 月 9 日付）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf

JST 実施方針

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

2. 戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）における実施方針

「JST 実施方針」を踏まえて「直接経費から研究開発代表者（PI）の person 費の支出」については、以下のとおりとする。

（1）対象課題

CRONOS における全研究開発課題

（2）対象者

委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関の研究開発代表者

（3）支出額

「JST 実施方針」の定めるとおり、研究開発代表者の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で研究開発代表者が設定する。なお、支出上限は設定しない。

（4）支出条件

「JST 実施方針」に定める条件どおり、以下のすべての条件を満たす場合のみ、直接経費からPI人件費を支出することを可能とする。

- ①直接経費にPIの人件費（の一部）を計上することについて、PI本人が希望していること。
- ②PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

なお、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができないため留意すること。

（5）研究機関において実施すべき事項等

「JST 実施方針」に定める内容どおり、研究機関においては、以下の事項を実施している必要がある。

- ・本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針を文部科学省の窓口届け出るとともに、財源の活用後には、活用実績を報告すること。
- ・研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・バイアウト制度の利用により業務の代行が発生する場合には、特に適切なエフォート管理に留意すること。

（6）実施計画への反映等

PI 人件費の計上は、研究プロジェクト管理システム（R3）ヘルプに従い、R3 に
入力するものとする。なお、研究計画が変更になる場合、支出上限を超えない範
囲においては費目間流用ルールに基づき対処することができるものとする。な
お、当初計画がなく期中に計画を見直して PI 人件費の計上を行う場合には、費目
間流用の範囲内であっても、研究開発計画書を修正の上、事前に当該事業へ確認
をすること。

研究プロジェクト管理システム（R3）ヘルプ

<https://r3.jst.go.jp/r3web/static/html/help/help.html>

（7）実施開始時期

令和 6 年度から導入

以上